

○静岡県環境影響評価条例施行規則

平成 11 年 4 月 20 日

規則第 51 号

静岡県環境影響評価条例施行規則をここに制定する。

静岡県環境影響評価条例施行規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 準備書の作成前の手続

第 1 節 第 2 種事業に係る判定(第 5 条・第 6 条)

第 2 節 方法書の作成等(第 7 条—第 12 条)

第 3 節 削除

第 3 章 準備書(第 14 条—第 23 条)

第 4 章 評価書(第 24 条—第 26 条の 2)

第 5 章 対象事業の内容の変更等(第 27 条・第 28 条)

第 6 章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第 29 条—第 31 条)

第 7 章 事後調査(第 32 条・第 33 条)

第 8 章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第 1 節 都市計画に係る対象事業に関する特例(第 34 条—第 39 条)

第 2 節 法の対象事業に係る手続(第 40 条—第 42 条)

第 9 章 静岡県環境影響評価審査会(第 43 条—第 49 条)

第 10 章 雑則(第 50 条—第 53 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県環境影響評価条例(平成 11 年静岡県条例第 36 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める事業)

第 2 条 条例別表第 23 号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 都市公園の建設

(2) 河川又は海岸の改変

(第 1 種事業)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める事業は、別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する事業とする。

(第 2 種事業)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する事業とする。

第2章 準備書の作成前の手続

第1節 第2種事業に係る判定

(第2種事業の届出等)

第5条 条例第8条第1項の規定による届出又は条例第8条第7項の規定による通知は、様式第1号による第2種事業届出(通知)書により行うものとする。

(第2種事業の判定)

第6条 条例第8条第3項(同条第5項及び条例第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業の判定は、当該事業の工法が同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること又は当該事業が実施される区域若しくはその周囲に環境影響を受けやすいと認められる対象が存在することその他の技術指針に定める判定の基準により行うものとする。

第2節 方法書の作成等

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第7条 対象事業に係る条例第10条に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書についての公告の方法)

第8条 条例第11条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 県又は市町村の公報又は広報紙への掲載
- (2) 日刊新聞紙への掲載
- (3) 印刷物の配布
- (4) 公共機関の掲示場への掲示

(方法書の縦覧)

第9条 条例第11条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 関係市町村等の協力が得られた場合にあっては、関係市町村等の庁舎その他の関係市町村等の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第 10 条 条例第 11 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施しようとする区域
- (4) 条例第 10 条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第 12 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表)

第 10 条の 2 条例第 11 条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業者が利用できるウェブサイトへの掲載

(追加〔平成 24 年規則 25 号〕)

(方法書説明会の開催)

第 10 条の 3 条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に 2 以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を 2 以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(追加〔平成 24 年規則 25 号〕)

(方法書説明会の開催の公告)

第 10 条の 4 第 8 条の規定は、条例第 11 条の 2 第 2 項の規定による公告について準用する。

2 条例第 11 条の 2 第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 対象事業を実施しようとする区域
 - (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 - (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- （追加〔平成 24 年規則 25 号〕）
- （責めに帰することができない理由）

第 10 条の 5 条例第 11 条の 2 第 4 項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
 - (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
- （追加〔平成 24 年規則 25 号〕）
- （方法書についての意見書の提出）

第 11 条 条例第 12 条第 1 項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第 3 号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（方法書についての知事の意見の提出期間）

第 12 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める期間は、90 日とする。

第 3 節 削除

（〔平成 27 年規則 71 号〕）

第 13 条 削除

（〔平成 27 年規則 71 号〕）

第 3 章 準備書

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第 14 条 第 7 条の規定は、条例第 18 条に規定する関係地域について準用する。

（準備書についての公告等）

第 15 条 第 8 条の規定は条例第 19 条の規定による公告について、第 9 条の規定は条例第 19 条の規定による縦覧について準用する。

(一部改正〔平成 24 年規則 25 号〕)

(準備書について公告する事項)

第 16 条 条例第 19 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業を実施しようとする区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(7) 条例第 21 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表)

第 16 条の 2 第 10 条の 2 の規定は、条例第 19 条の規定による公表について準用する。

(追加〔平成 24 年規則 25 号〕)

(準備書説明会の開催)

第 17 条 第 10 条の 3 の規定は、条例第 20 条第 1 項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第 10 条の 3 中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 24 年規則 25 号〕)

(準備書説明会の開催の公告)

第 18 条 第 8 条の規定は、条例第 20 条第 2 項において準用する条例第 11 条の 2 第 2 項の規定による公告について準用する。

2 第 10 条の 4 第 2 項の規定は、条例第 20 条第 2 項において準用する条例第 11 条の 2 第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、第 10 条の 4 第 2 項中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 24 年規則 25 号〕)

(責めに帰することができない理由)

第 19 条 第 10 条の 5 の規定は、条例第 20 条第 2 項において準用する条例第 11 条の 2 第 4 項の規則で定める理由について準用する。この場合において、第 10 条の 5 中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 24 年規則 25 号〕)

第 20 条 削除

(〔平成 24 年規則 25 号〕)

(準備書についての意見書の提出)

第 21 条 第 11 条の規定は、条例第 21 条第 1 項に規定する意見書の提出について準用する。

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第 22 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める期間は、120 日とする。

(公聴会の開催方法等)

第 23 条 条例第 24 条第 1 項の規定による公聴会の開催は、関係地域内において行うものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 関係地域の範囲
- (3) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (4) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、前項の規定による公表をした後、次項の規定による申出がない場合その他の理由により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公表するものとする。

4 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 2 週間前までに、様式第 2 号による公述申出書により、知事にその旨を申し出なければならない。

5 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、あらかじめ、前項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定するものとする。

6 知事は、前項の規定により公述人を選定したときは、あらかじめ、その旨を第 4 項の規定により申し出た者に通知するものとする。

7 公述人は、第 4 項の規定により申し出た公述申出書の内容に準拠して意見を述べなければならない。

8 条例第 24 条第 2 項に規定する公聴会の結果を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

9 前各項に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第 4 章 評価書

(条例第 25 条第 2 項第 1 号の規則で定める変更)

第 24 条 条例第 25 条第 2 項第 1 号の規則で定める変更は、事業規模の縮小のほか、次に掲げるものとする。

(1) 別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第 10 条の規定を適用した場合における同条に規定する地域を管轄する市町村(以下この条及び第 29 条において「管轄市町村」という。)に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村以外の市町村(以下この条及び第 29 条において「新たな市町村」という。)が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)

(2) 別表第 2 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更であって、管轄市町村に新たな市町村が含まれていないもの

(評価書についての公告等)

第 25 条 第 8 条の規定は条例第 26 条の規定による公告について、第 9 条の規定は条例第 26 条の規定による縦覧について準用する。

(一部改正〔平成 24 年規則 25 号〕)

(評価書について公告する事項)

第 26 条 条例第 26 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施しようとする区域
- (4) 関係地域の範囲

(5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表)

第 26 条の 2 第 10 条の 2 の規定は、条例第 26 条の規定による公表について準用する。

(追加〔平成 24 年規則 25 号〕)

第 5 章 対象事業の内容の変更等

(条例第 27 条の規則で定める変更)

第 27 条 第 24 条の規定は、条例第 27 条の規則で定める変更について準用する。

(対象事業の廃止等)

第 28 条 条例第 29 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面によるものとする。

(1) 条例第 29 条第 1 項第 1 号に該当したとき 対象事業廃止通知書(様式第 3 号)

(2) 条例第 29 条第 1 項第 2 号に該当したとき 対象事業変更通知書(様式第 4 号)

(3) 条例第 29 条第 1 項第 3 号に該当したとき 対象事業引継通知書(様式第 5 号)

第 6 章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第 30 条第 2 項のその他の規則で定める変更)

第 29 条 条例第 30 条第 2 項の規則で定める変更は、事業規模の縮小のほか、次に掲げるものとする。

(1) 別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(管轄市町村に新たな市町村が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)

(2) 別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、管轄市町村に新たな市町村が含まれていないもの

(評価書公告後の引継)

第 30 条 条例第 30 条第 4 項の規定による通知は、様式第 5 号による対象事業引継通知書により行うものとする。

(条例第 31 条第 2 項に規定する手続の再実施に係る準用規定)

第 31 条 第 28 条の規定は、条例第 31 条第 2 項において準用する条例第 29 条第 1 項の規定による通知について準用する。

2 前条の規定は、条例第 31 条第 2 項において準用する条例第 30 条第 4 項の規定による通知について準用する。

第 7 章 事後調査

(事後調査計画書についての知事の意見の提出期間)

第 32 条 条例第 35 条第 1 項の規則で定める期間は、30 日とする。

(事後調査報告書についての意見書の提出等)

第 33 条 第 11 条の規定は、条例第 36 条第 4 項に規定する意見書の提出について準用する。

2 条例第 36 条第 5 項の規定による措置の要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 事業者の氏名(法人にあっては、その名称)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 環境の保全の見地から必要とする措置の内容及びその理由

第 8 章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第 1 節 都市計画に係る対象事業に関する特例

(都市計画に係る対象事業に関する特例)

第 34 条 条例第 37 条の規定により、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)

第 15 条第 1 項の県若しくは市町若しくは同法第 87 条の 2 第 1 項の指定都市(同法第 22 条第 1 項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第 85 条の 2 の規定により同法第 22 条第 1 項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)又は市町)又は都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 51 条第 1 項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町(以下これらを「都市計画決定権者」という。)が行う環境影響評価その他の手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 都市計画決定権者が県である場合 県が対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

(2) 都市計画決定権者が県以外の者である場合 当該者が対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

(追加〔平成 17 年規則 12 号〕、一部改正〔平成 19 年規則 1 号〕)

(都市計画に定められる第 2 種事業に係る技術的読替え)

第 34 条の 2 条例第 37 条及び前条の規定により、都市計画決定権者が条例第 8 条第 1 項の規定による届出を行う場合における同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 条第 1 項	第 2 種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)	静岡県環境影響評価条例施行規則(平成 11 年静岡県規則第 51 号。以下「施行規則」という。)第 34 条の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第 2 種事業又は第 2 種事業に係る施設を都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定により都市計画に定めようとするとき
	その氏名	都市計画決定権者の名称並びに第 2 種事業を実施しようとする者の氏名
第 8 条第 3 項	及び市町長	、当該第 2 種事業を実施しようとする者及び市町長
第 8 条第 5 項	当該事業を実施する	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定める
第 8 条第 7 項	第 2 種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	知事	知事及び第 2 種事業を実施しようとする者

2 前項の規定により都市計画決定権者が条例第 8 条第 1 項の規定による届出を行う場合においては、第 5 条及び第 6 条の規定を適用する。この場合において、第 5 条中「条例第 8 条第 1 項」とあるのは「第 34 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 1 項」と、「条例第 8 条第 7 項」とあるのは「第 34 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 7 項」と、第 6 条中「条例第 8 条第 3 項(同条第 5 項及び」とあるのは「第 34 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 3 項(第 34 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 5 項及び第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される」とする。(一部改正〔平成 12 年規則 51 号・13 年 1 号・17 年 12 号・19 年 1 号〕)
(都市計画に定められる対象事業等に係る技術的読替え)

第 35 条 条例第 37 条及びこの規則第 34 条の規定により、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第 9 条から第 33 条まで(条例第 9 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 25 条第 4 項並びに第 29 条第 1 項第 3 号及び第 3 項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
第 9 条第 1 項 第 1 号	氏名	名称並びに事業者の氏名
第 9 条第 1 項 第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 9 条第 1 項 第 4 号	対象事業を	都市計画対象事業を
第 9 条第 1 項 第 5 号	対象事業	都市計画対象事業
第 10 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 11 条から 第 14 条まで	事業者	都市計画決定権者
第 15 条から 第 18 条まで	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 19 条から 第 25 条第 2 項まで	事業者	都市計画決定権者

第 25 条 第 2 項 第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 25 条 第 3 項	事業者	都市計画決定権者
第 25 条 第 5 項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び第 37 条に規定する事業者
	送付しなければならない	送付しなければならない。この場合において、都市計画決定権者が県であるときは、静岡県都市計画審議会の議を経るものとする
第 26 条	事業者	都市計画決定権者
第 27 条	事業者	都市計画決定権者
	変更しよう	変更して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第 28 条 第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	変更しよう	変更して当該変更後の事業又は当該変更後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	第 8 条 第 1 項	施行規則第 34 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 8 条 第 1 項
第 28 条 第 2 項	第 8 条 第 2 項	施行規則第 34 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 8 条 第 2 項
	同条 第 3 項 第 1 号	施行規則第 34 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 8 条 第 3 項 第 1 号

第 29 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
第 29 条第 1 項第 1 号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 30 条第 1 項	を行う	が行われる
第 30 条第 2 項及び第 3 項	を行った	が行われた
第 30 条第 3 項	を行い	が行われ
第 30 条第 4 項	を行った	が行われた
	前条第 2 項及び第 3 項	第 29 条第 2 項及び第 3 項
第 31 条第 1 項	を行った	が行われた

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第 7 条から第 29 条まで(第 28 条第 3 号を除く。)並びに別表第 2 及び別表第 3 の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 条	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 10 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 10 条
第 8 条及び第 9 条	条例第 11 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 11 条
第 9 条第 1 号及び第 3 号	事業者	都市計画決定権者
第 10 条	条例第 11 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 11 条
第 10 条第 1 号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称

第 10 条第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 10 条第 4 号	条例第 10 条の対象事業	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 10 条の都市計画対象事業
第 10 条第 7 号	条例第 12 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 12 条第 1 項
第 10 条の 2	条例第 11 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 11 条
第 10 条の 2 第 1 号及び第 3 号	事業者	都市計画決定権者
第 10 条の 3	条例第 11 条の 2 第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 11 条の 2 第 1 項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第 10 条の 4 第 1 項及び第 2 項	条例第 11 条の 2 第 2 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 11 条の 2 第 2 項
第 10 条の 4 第 2 項第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 10 条の 4 第 2 項第 2 号から第 4 号まで	対象事業	都市計画対象事業
第 10 条の 5	条例第 11 条の 2 第 4 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 11 条の 2 第 4 項

第 10 条の 5 第 2 号	事業者	都市計画決定権者
第 11 条	条例第 12 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 12 条第 1 項
第 12 条	条例第 14 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 14 条第 1 項
第 14 条	条例第 18 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 18 条
第 15 条及び 第 16 条	条例第 19 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 19 条
第 16 条第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 16 条第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 16 条第 7 号	条例第 21 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条第 1 項
第 16 条の 2	条例第 19 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 19 条
第 17 条	条例第 20 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 20 条第 1 項
	対象事業	都市計画対象事業
第 18 条第 1 項及び第 2 項	条例第 20 条第 2 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 20 条第 2 項
第 18 条第 2 項	対象事業	都市計画対象事業

第 19 条	条例第 20 条第 2 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 20 条第 2 項
第 21 条	条例第 21 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 21 条第 1 項
第 22 条	条例第 23 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 23 条第 1 項
第 23 条第 2 項	対象事業	都市計画対象事業
第 23 条第 8 項	条例第 24 条第 2 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 24 条第 2 項
	対象事業	都市計画対象事業
第 24 条	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 10 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 10 条
第 25 条及び第 26 条	条例第 26 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 26 条
第 26 条第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 26 条第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 26 条の 2	条例第 26 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 26 条
第 27 条	条例第 27 条	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 27 条

第 28 条	条例第 29 条第 1 項	第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 29 条第 1 項
第 29 条の見出し及び同条	条例第 30 条第 2 項	第 35 条第 1 項及び第 37 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 30 条第 2 項
	対象事業	都市計画対象事業
別表第 2 及び別表第 3	対象事業	都市計画対象事業

(一部改正〔平成 17 年規則 12 号・24 年 25 号・27 年 71 号〕)

(都市計画に係る手続との調整)

第 36 条 前条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 19 条又は第 26 条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第 17 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告又は同法第 20 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、条例第 37 条及びこの規則第 34 条の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 25 条第 5 項後段の規定による静岡県都市計画審議会への付議を、都市計画法第 18 条第 2 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による静岡県都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

(一部改正〔平成 17 年規則 12 号〕)

(対象事業の内容の変更に伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第 37 条 第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 26 条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が、当該事項の変更に係る事業者に代わって、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 30 条第 2 項	事業者	都市計画決定権者
	第 26 条	施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 26 条
	第 9 条第 1 項第 3 号	施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 9 条第 1 項第 3 号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更
第 30 条第 3 項	第 1 項の規定	第 30 条第 1 項の規定
	第 26 条	都市計画決定権者が施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 26 条
	第 9 条第 1 項第 3 号	施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 9 条第 1 項第 3 号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画に係る事業者
	第 1 項中	第 30 条第 1 項中「第 26 条」とあるのは「施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 26 条」と、
	を行い	が行われ
行うものに限る。）」	行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第 25 条第 2 項」とあるのは「施行規則第 35 条第 1	

		項の規定により読み替えて適用される第 25 条第 2 項」
--	--	-------------------------------

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第 38 条 事業者が条例第 9 条の規定により方法書を作成してから条例第 11 条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第 1 種事業である場合にあっては事業者(事業者が既に条例第 10 条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)に、第 2 種事業である場合にあっては事業者並びに知事及び条例第 8 条第 2 項の市町長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第 37 条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第 11 条の規定による公告を行ってから条例第 19 条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第 37 条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第 2 項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が条例第 19 条の規定による公告を行ってから条例第 26 条の規定による公告を行うまでの間において、第 3 項の都市計画につき都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者は、引き続き条例第 3 章から第 5 章までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第 37 条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第 26 条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

(一部改正〔平成 19 年規則 1 号〕)

(事業者の協力)

第 39 条 都市計画決定権者は、第 2 種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第 34 条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第 2 節 法の対象事業に係る手続

(法の対象事業に係る公聴会の開催等)

第 40 条 第 23 条の規定は、条例第 41 条第 1 項の規定による公聴会の開催について準用する。

(法対象事業事後調査計画書についての知事の意見の提出期間)

第 41 条 条例第 44 条第 1 項の規則で定める期間は、30 日とする。

(法対象事業事後調査報告書についての意見書の提出等)

第 42 条 第 11 条の規定は、条例第 45 条第 4 項に規定する意見書の提出について準用する。

2 条例第 45 条第 5 項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 法対象事業の名称

(3) 環境の保全の見地から指導を要請する内容及びその理由

第 9 章 静岡県環境影響評価審査会

(特別委員)

第 43 条 静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 44 条 審査会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 45 条 審査会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(会議)

第 46 条 審査会は会長が、部会は部会長が招集する。

2 審査会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 47 条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審査会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 48 条 審査会の庶務は、くらし・環境部環境局生活環境課において処理する。

(一部改正〔平成 14 年規則 21 号・19 年 29 号・22 年 18 号〕)

(委任)

第 49 条 第 43 条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第 10 章 雑則

(知事が行う公表の方法)

第 50 条 条例又は施行規則による知事の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 県又は市町村の公報又は広報紙への掲載

(2) インターネット等の情報技術の利用

(3) 公共機関の掲示場への掲示

(4) 県民サービスセンター等への関係書類の配置

(手続の免除)

第 51 条 条例第 47 条の規定による手続の免除を受けようとするときは、様式第 6 号による手続免除申請書により行うものとする。

(立入調査の身分証明書)

第 52 条 条例第 48 条第 2 項の証明書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第 53 条 条例の規定により事業者が送付する書類の部数は、当該書類の種類ごとに、知事に送付するものにあつては 50 部、条例第 10 条に規定する市町村長又は関係市町村長(以下「市町村長等」という。)に送付するものにあつてはそれぞれ 5 部とする。ただし、知事又は市町村長等が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。

附 則

1 この規則は、条例の施行の日(平成 11 年 6 月 12 日)から施行する。ただし、第 1 章及び第 9 章の規定は、公布の日から施行する。

2 第 29 条の規定は、条例附則第 3 項の規定による規則で定める変更について準用する。

3 条例附則第 4 項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 51 号)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の静岡県環境影響評価条例施行規則様式第 2 号(以下「旧様式」という。)により提出されている申出書は、改正後の静岡県環境影響評価条例施行規則様式第 2 号により提出された申出書とみなす。

3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成 13 年 1 月 5 日規則第 1 号抄)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 21 号抄)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 15 日規則第 44 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の施行の日(平成 15 年 4 月 16 日)から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 22 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 12 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成 17 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 34 条の規定中「市町村若しくは同法第 87 条の 2 第 1 項の指定都市」とあるのは「市町村」とする。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 4 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 6 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日規則第 51 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 35 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日規則第 53 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 11 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 31 日規則第 51 号)

1 この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第1に規定する太陽光発電所の設置又は変更の事業であつて、次のいずれかに該当する事業に係る別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

(1) この規則の施行の日前に、当該事業に係る静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)第10条の規定による送付があつた事業

(2) この規則の施行の日前に、次に掲げる許可のうち当該事業に要する全ての許可を受けた事業

ア 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可

イ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可

ウ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可

(3) この規則の施行の日前に、前号アからウまでに掲げるいずれの許可も要しない事業のうち電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出がなされた事業

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1(第3条、第4条関係)

(一部改正〔平成12年規則51号・13年1号・15年44号・15年45号・20年52号・22年28号・23年18号・24年51号・25年35号・26年53号・28年8号・11号・30年51号〕)

事業の種類		第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 道路の建設	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる道路(国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路(以下「高規格幹線道路」という。)に限る。)	高規格幹線道路の新設の事業	
	の新設又は改築	高規格幹線道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下同じ。)の	

		<p>数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(改築に係る部分の長さが1キロメートル以上であるものに限る。)</p>	
	<p>(2) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路(高規格幹線道路を除く。以下「一般国道等」という。)の新設又は改築</p>	<p>一般国道等の新設の事業(車線の数4以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)</p>	<p>一般国道等の新設の事業(車線の数4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満である道路を設けるものに限る。)</p>
			<p>一般国道等の新設の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
		<p>一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数増加に係る部分(改築後の車線の数4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数4以上であるものに限る。))の</p>	<p>一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数増加に係る部分(改築後の車線の数4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数4以上であるものに限る。))の長さが7.5キロメートル以上10キロメ</p>

		長さが 10 キロメートル以上であるものに限る。)	一トール未満であるものに限る。)
			一般国道等の改築の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
	(3) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 4 条第 2 項第 4 号の林道(以下「林道」という。)の開設	林道の開設の事業(幅員が 6.5 メートル以上であり、かつ、長さが 20 キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)	林道の開設の事業(幅員が 6.5 メートル以上であり、かつ、長さが 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である林道を設けるものに限る。)
			林道の開設の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
2 ダム又は放水路の建設	(1) ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。)の新築	ダムの新築の事業(河川管理施設等構造令(昭和 51 年政令第 199 号)第 2 条第 2 号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第 1 号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が	ダムの新築の事業(貯水面積が 75 ヘクタール以上 100 ヘクタール未満であるダムを設けるものに限る。)
			ダムの新築の事業(特定地域内における貯水面積が 5 ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。)

		100ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。)	
	(2) 放水路(河川を分岐して流水を直接当該河川以外の河川又は海に放流する水路をいう。以下同じ。)の新築	放水路の新築の事業(100ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるものに限る。)	放水路の新築の事業(75ヘクタール以上100ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるものに限る。)
			放水路の新築の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上である放水路を設けるものに限る。)
3 鉄道 の 建設	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(新幹線鉄道を除く。以下「鉄道」という。)又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道(以下「軌道」という。)の建設又は改良	鉄道又は軌道の建設の事業(長さが10キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるものに限る。)	鉄道又は軌道の建設の事業(長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満である鉄道又は軌道を設けるものに限る。)
		鉄道又は軌道の改良の事業(改良に係る部分の長さが10キロメートル以上	鉄道又は軌道の改良の事業(改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上10キロ

		であるものに限る。)	メートル未満であるものに限る。)
			鉄道又は軌道の改良の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
4 飛行場の建設	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上の飛行場(以下これらを「陸上飛行場」という。)の新設又は増設	陸上飛行場の新設の事業(滑走路の長さが2500メートル以上であるものに限る。)	陸上飛行場の新設の事業(滑走路の長さが1875メートル以上2500メートル未満であるものに限る。)
			陸上飛行場の新設の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
		陸上飛行場の増設の事業(長さ2500メートル以上の滑走路を増設するもの又は500メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが2500メートル以上であるものに限る。)	陸上飛行場の増設の事業(1875メートル以上2500メートル未満の滑走路を増設するもの又は375メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが1875メートル以上2500メートル未満であるものに限る。)
			陸上飛行場の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5

			ヘクタール以上であるものに限る。)
5 発電所の建設	(1) 火力等発電所(火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の設置又は変更	火力等発電所の設置の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては15万キロワット以上、水力による発電にあつては3万キロワット以上、風力による発電にあつては7500キロワット以上であるものに限る。)	火力等発電所の設置の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあつては1000キロワット以上7500キロワット未満であるものに限る。)
			火力等発電所の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
		火力等発電所の変更の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては15万キロワット以上、水力による発電にあつては3万キロワット以上、風力による発電にあつては7500キロワット以上増加するものに限る。)	火力等発電所の変更の事業(出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあつては1000キロワット以上7500

			キロワット未満増加するものに限る。)
			火力等発電所の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
(2) 太陽光発電所(太陽光による発電のために必要な太陽電池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の設置又は変更	太陽光発電所の設置の事業(太陽光発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積(以下「太陽光発電所敷地面積」という。))が50ヘクタール以上又は森林(森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている同法第2条第3項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において立木竹を伐採する区域(以下「森林伐採区域」という。)の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。)	太陽光発電所の設置の事業(太陽光発電所敷地面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)	
	太陽光発電所の変更の事業(太陽光発電所敷地面積が50	太陽光発電所の変更の事業(太陽光発電所敷地面積が20ヘクタ	

		ヘクタール以上又は森林伐採区域の面積が 20 ヘクタール以上増加するものに限る。)	ール以上 50 ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が 5 ヘクタール以上増加するものに限る。)
6 廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設で焼却により処理するもの(以下「ごみ焼却施設」という。)の設置又は変更	ごみ焼却施設の設置の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 200 トン以上であるものに限る。)	ごみ焼却施設の設置の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 150 トン以上 200 トン未満であるものに限る。)
			ごみ焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
		ごみ焼却施設の変更の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 200 トン以上増加するものに限る。)	ごみ焼却施設の変更の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 150 トン以上 200 トン未満増加するものに限る。)
			ごみ焼却施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
	(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設	し尿処理施設の設置の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 200 キロリッ	し尿処理施設の設置の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 150 キロリットル以上 200

<p>(以下「し尿処理施設」という。)の設置又は変更</p>	<p>トル以上であるものに限る。)</p>	<p>キロリットル未満であるものに限る。)</p>
		<p>し尿処理施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
	<p>し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上増加するものに限る。)</p>	<p>し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満増加するものに限る。)</p>
		<p>し尿処理施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置又は変更</p>	<p>最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>最終処分場の設置の事業(埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるものに限る。)</p>
		<p>最終処分場の設置の事業(特定地域内における埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
	<p>最終処分場の変更の事業(変更後の埋</p>	<p>最終処分場の変更の事業(変更後の埋立て</p>

		<p>立ての区域の面積が 30 ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>の区域の面積が 15 ヘクタール以上 30 ヘクタール未満であるものに限る。)</p>
			<p>最終処分場の変更の事業(特定地域内における変更後の埋立ての区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 12 号又は第 13 号の 2 に掲げる焼却施設(以下「焼却施設」という。)の設置又は変更</p>		<p>焼却施設の設置の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 200 トン以上であるものに限る。)</p>	<p>焼却施設の設置の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 150 トン以上 200 トン未満であるものに限る。)</p>
		<p>焼却施設の変更の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 200 トン以上増加するものに限る。)</p>	<p>焼却施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
		<p>焼却施設の変更の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 200 トン以上増加するものに限る。)</p>	<p>焼却施設の変更の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 150 トン以上 200 トン未満増加するものに限る。)</p>
			<p>焼却施設の変更の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)</p>

7 埋立又は干拓	公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 1 条第 1 項の公有水面の埋立又は同条第 2 項の公有水面の干拓(以下「公有水面の埋立て又は干拓」という。)	公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)	公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓の区域の面積が 25 ヘクタール以上 50 ヘクタール未満であるものに限る。)
			公有水面の埋立て又は干拓の事業(特定地域内における埋立て又は干拓の区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
8 土地区画整理事業	土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の施行	土地区画整理事業である事業(施行する土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるものに限る。)	土地区画整理事業である事業(施行する土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上 100 ヘクタール未満であるものに限る。)
			土地区画整理事業である事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
9 新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発法(昭和 38 年法律第 134 号)第 2 条第 1 項に規定する新住宅市街地開発事業(以下「新住宅市街地開発事業」という。)の施行	新住宅市街地開発事業である事業(施行する土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるものに限る。)	新住宅市街地開発事業である事業(施行する土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上 100 ヘクタール未満であるものに限る。)
			新住宅市街地開発事業である事業(特定地

			域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
10 新都市基盤整備事業	新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業(以下「新都市基盤整備事業」という。)の施行	新都市基盤整備事業である事業(施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。)	新都市基盤整備事業である事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。)
			新都市基盤整備事業である事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
11 流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業(以下「流通業務団地造成事業」という。)の施行	流通業務団地造成事業である事業(施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。)	流通業務団地造成事業である事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。)
			流通業務団地造成事業である事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
12 住宅団地の造成	住宅(別荘を含む。)及びその付帯施設の建設の用に供される	住宅団地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が50	住宅団地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更

	一団の土地の造成(8の項から10の項までに掲げるものを除く。以下「住宅団地の造成」という。)	ヘクタール以上であるものに限る。)	する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
13 工業団地の造成	工場又は事業場(研究施設を含む。)&及びその付帯施設の建設の用に供される一団の土地の造成(8の項に掲げるものを除く。以下「工業団地の造成」という。)	工業団地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)	工業団地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
14 農用地の造成	土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第3号に掲げる農用地の造成(以下「農用地の造成」という。)	農用地の造成の事業(新たに農用地となる土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。)	農用地の造成の事業(新たに農用地となる土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。)
			農用地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
15 残土の処分	工事その他土地の形状を変更する行為に伴って生ずる土石(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物に該当する土石を除く。)の処	残土処分場の新設の事業(施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)	残土処分場の新設の事業(施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上50ヘクタール未満であるものに限る。)
			残土処分場の新設の事業(特定地域内にお

	分の用に供する場所 (以下「残土処分 場」という。)の新 設又は増設		ける土地の形状を変 更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であ るものに限る。)
		残土処分場の増設 の事業(施行する土 地の区域の面積が 50ヘクタール以上 増設するものに限 る。)	残土処分場の増設の 事業(施行する土地の 区域の面積が 25ヘク タール以上 50ヘクタ ール未満増設するも のに限る。)
			残土処分場の増設の 事業(特定地域内にお ける土地の形状を変 更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であ るものに限る。)
16 土石 の採取	土、砂利(砂及び玉 石を含む。)又は岩 石の採取(河川法第 3条に規定する河川 の管理又は維持に係 るものは除く。以下 「土石の採取」とい う。)	土石の採取の事業 (施行する土地の区 域の面積が 50ヘク タール以上である ものに限る。)	土石の採取の事業(特 定地域内における土 地の形状を変更する 区域の面積が 5ヘク タール以上であるも のに限る。)
17 レク リエーシ ョン施設 用地の造 成	都市計画法第 4 条第 11 項に規定する第 2 種特定工作物の設置 の用に供される土地 の造成(以下「レク リエーション施設用 地の造成」とい う。)	レクリエーション 施設用地の造成の 事業(施行する土地 の区域の面積が 50 ヘクタール以上で あるものに限る。)	レクリエーション施 設用地の造成の事業 (特定地域内における 土地の形状を変更す る区域の面積が 5ヘ クタール以上である ものに限る。)

<p>18 複合開発用地の造成</p>	<p>住宅団地の造成の事業、工業団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行なわれる土地の造成（以下「複合開発用地の造成」という。）</p>	<p>複合開発用地の造成の事業（施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>複合開発用地の造成の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
<p>19 下水道終末処理場の建設</p>	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置又は変更</p>	<p>終末処理場の設置の事業（終末処理場の用に供される敷地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>終末処理場の設置の事業（終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満であるものに限る。）</p>
		<p>終末処理場の設置の事業（特定地域内における終末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	<p>終末処理場の設置の事業（特定地域内における終末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
		<p>終末処理場の変更の事業（終末処理場の用に供される敷地の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>	<p>終末処理場の変更の事業（終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満増加するものに限る。）</p>
		<p>終末処理場の変更の事業（終末処理場の用に供される敷地の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>	<p>終末処理場の変更の事業（特定地域内にお</p>

			ける終末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
20 工場等の建設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(火力発電設備を事業の用に供するものに限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場(以下「工場等」という。)の設置又は変更	工場等の設置の事業(排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。))が10万立方メートル以上(燃料としてバイオマス(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項第5号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。))及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあつては、20万立方メートル以上)又は排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。))が1万立	

		方メートル以上であるものに限る。)	
		工場等の変更の事業(排出水量が1万立方メートル以上増加するものに限る。)	工場等の変更の事業(排出ガス量が10万立方メートル以上(燃料としてバイオマス及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあつては、20万立方メートル以上)増加するものに限る。)
21 高層建築物の建設	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の新築	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上であるもの(以下「高層建築物」という。)であつて、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積(1団の土地に1事業として2以上の高層建築物を建設する場合にあつては、それらの延べ面積を合計したもの。以下同じ。)が5万平方メートル以上である高層建築物の新築の事業	

<p>22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設</p>	<p>都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域で行われるリゾートマンション(分譲又は賃貸を主たる目的として建築される共同住宅をいう。以下同じ。)又はリゾートホテル(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設(主として余暇等を利用して行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、観光等の多様な活動に資することを目的として建築される施設であるものに限る。)をいう。以下同じ。)の新築</p>	<p>施行する区域内に建設しようとする建築物の延べ面積の合計が5万平方メートル以上であるリゾートマンション又はリゾートホテルの新築の事業</p>	
<p>23 都市公園の建設</p>	<p>都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主とし</p>	<p>都市公園の新設の事業(土地の形状を変更する区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>都市公園の新設の事業(土地の形状を変更する区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。)</p>

	て動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園並びに都市の自然的環境の保全、改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を除く。)の新設		
24 河川又は海岸の改変	河川又は海岸の土地の形状の変更(国土保全を目的とした河川又は海岸事業に係るものを除く。以下「河川又は海岸の改変」という。)の事業(砂防事業を含む。)		河川又は海岸の改変の事業(特定地域における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)

備考 この表において「特定地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区の地域
- (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域及び同法第22条第1項の規定により指定された海域公園地区の地域
- (3) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定により指定された特別地区及び同法第27条第1項の規定により指定された海域特別地区の地域
- (4) 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第1項の規定により指定された特別地域の地域
- (5) 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第13条第1項の規定により指定された特別地区の地域

別表第2(第24条、第27条関係)

(一部改正〔平成30年規則51号〕)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
---------	-------	-------------------

1 別表第1の1の(1)又は(2)の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
2 別表第1の1の(3)の項に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
3 別表第1の2の(1)の項に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。

4 別表第1の2の(2)の項に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
5 別表第1の3の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
6 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場の区域の位置	新たに飛行場の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。

7 別表第1の5 の(1)の項に該 当する対象事業	ダムの貯水区域の 位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の 位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての 汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての 冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	特定地域における 土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
8 別表第1の5 の(2)の項に該 当する対象事業	太陽光発電所敷地面積	新たに増加する太陽光発電所敷地面積が変更前の太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	森林伐採区域の面積	新たに増加する森林伐採区域の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール未満であること。

	特定地域における太陽光発電所敷地面積	新たに増加する特定地域における太陽光発電所敷地面積が変更前の特定地域における太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。
9 別表第1の6の(1)、(2)又は(4)の項に該当する対象事業	処理能力	新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の処理能力の10パーセント未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
10 別表第1の6の(3)の項に該当する対象事業	埋立ての区域の位置	新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更前の埋立ての区域の面積の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
	埋立て又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が変更前の埋立て又は干

11 別表第1の7の項に該当する対象事業		拓に係る区域の面積の20パーセント未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
12 別表第1の8の項から19の項までに該当する対象事業	施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
13 別表第1の20の項に該当する対象事業	1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量	新たに排出される1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変更前の当該量の10パーセント未満であること。
14 別表第1の21の項及び22の項に該当する対象事業	延べ面積	新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の延べ面積の20パーセント未満であること。
15 別表第1の23の項に該当する対象事業	土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
16 別表第1の24の項に該当する対象事業	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。

別表第3(第29条、附則第2項関係)

(一部改正〔平成24年規則51号・30年51号〕)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第1の1の(1)又は(2)の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1000メートル以上の区間において変更しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
2 別表第1の1の(3)の項に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。	

3 別表第1の2の(1)の項に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
4 別表第1の2の(2)の項に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
5 別表第1の3の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増

		加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
6 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場の区域の位置	新たに飛行場の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。

7 別表第1の5の(1)の項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の10パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
風力発電設備の位置	風力発電設備が100メートル以上移動しないこと。	

	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
8 別表第1の5の(2)の項に該当する対象事業	太陽光発電所敷地面積	新たに増加する太陽光発電所敷地面積が変更前の太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	森林伐採区域の面積	新たに増加する森林伐採区域の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール未満であること。
	特定地域における太陽光発電所敷地面積	新たに増加する特定地域における太陽光発電所敷地面積が変更前の特定地域における太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。
9 別表第1の6の(1)、(2)又は(4)の項に該当する対象事業	処理能力	新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の処理能力の10パーセント未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
10 別表第1の6の(3)の項に該当する対象事業	埋立ての区域の位置	新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更前の埋立ての区域の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃	

	<p>棄物の最終処分場 又は一般廃棄物若 しくは同号ハに規 定する産業廃棄物 の最終処分場の別</p>	
	<p>特定地域における 土地の形状を変更 する区域の位置</p>	<p>新たに土地の形状を変更する区域とな る部分の面積が変更前の土地の形状を 変更する区域の面積の 10 パーセント未 満であること。</p>
<p>11 別表第 1 の 7 の項に該 当する対象事 業</p>	<p>埋立て又は干拓に 係る区域の位置</p>	<p>新たに埋立て又は干拓に係る区域とな る部分の面積が変更前の埋立て又は干 拓に係る区域の面積の 10 パーセント未 満であること。</p>
	<p>対象事業実施区域 の位置</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から 500 メ ートル以上離れた区域が新たに対象事 業実施区域とならないこと。</p>
	<p>特定地域における 土地の形状を変更 する区域の位置</p>	<p>新たに土地の形状を変更する区域とな る部分の面積が変更前の土地の形状を 変更する区域の面積の 10 パーセント未 満であること。</p>
<p>12 別表第 1 の 8 の項から 19 の項までに 該当する対象 事業</p>	<p>施行の区域の位置</p>	<p>新たに施行の区域となる部分の面積が 変更前の施行の区域の面積の 10 パーセ ント未満であり、かつ、20 ヘクタール 未満であること。</p>
	<p>土地の利用計画に おける工業の用、 商業の用、住宅の 用又はその他の利 用目的ごとの土地 の面積</p>	<p>土地の利用計画における工業の用の土 地の面積が変更前の当該土地の面積の 20 パーセント以上増加せず、又は 10 ヘクタール以上増加しないこと。</p>
	<p>特定地域における 土地の形状を変更 する区域の位置</p>	<p>新たに土地の形状を変更する区域とな る部分の面積が変更前の土地の形状を 変更する区域の面積の 10 パーセント未 満であること。</p>

13 別表第 1 の 20 の項に該 当する対象事 業	1 時間当たりの最 大排出ガス量又は 1 日当たりの平均 的な排出水量	新たに排出される 1 時間当たりの最大 排出ガス量又は 1 日当たりの平均的な 排出水量が変更前の当該量の 10 パーセ ント未満であること。
14 別表第 1 の 21 の項及び 22 の項に該当 する対象事業	延べ面積	新たに延べ面積となる部分の面積が変 更前の延べ面積の 10 パーセント未満で あること。
15 別表第 1 の 23 の項に該 当する対象事 業	土地の形状を変更 する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域とな る部分の面積が変更前の土地の形状を 変更する区域の面積の 10 パーセント未 満であること。
16 別表第 1 の 24 の項に該 当する対象事 業	特定地域における 土地の形状を変更 する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域とな る部分の面積が変更前の土地の形状を 変更する区域の面積の 10 パーセント未 満であること。

様式第 1 号(第 5 条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

(一部改正〔平成 19 年規則 1 号・令和元年 4 号〕)

第 2 種事業届出(通知)書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

法人にあっては、
住所 その主たる事務所
の所在地

法人にあっては、
氏名 その名称及び代表 印
者の氏名

次のとおり第 2 種事業に該当する事業を実施するので、静岡県環境影
響評価条例第 8 条第 1 項(第 8 条第 7 項)の規定により届け出(通知)ま
す。

第 2 種事業の
名称

第 2 種事業の
種類

第 2 種事業の
規模

第 2 種事業を
実施しようと
する区域

第 2 種事業の
概要

備考

1 「第 2 種事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第 1 の事業の種類欄に掲げる事業を記載すること。

2 「第 2 種事業の規模」の欄には、第 2 種事業に該当することとなる要件(施行区域の面積等)を記載すること。

3 「第 2 種事業を実施しようとする区域」の欄には、当該区域を管轄する市町の名称並びに当該区域の大字、字及び地番を記載すること。なお、当該区域を含む縮尺 5 万分の 1 又は 2 万 5 千分の 1 の平面図を添付すること。

4 「第 2 種事業の概要」の欄には、届出を行う時点において把握できる限りの事業の内容を記載すること。なお、工作物の設置を目的とする事業については、当該工作物の配置計画の図面等を添付することで、当該欄の記載に代えることができる。

様式第 2 号(第 23 条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)
(一部改正〔平成 12 年規則 51 号・令和元年 4 号〕)

公述申出書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

次のとおり公聴会において意見を述べたいので、静岡県環境影響評価
条例施行規則第 23 条第 4 項の規定により申し出ます。

対象事業の名称

意見の要旨

開催日時及び場所 日時： 年 月 日 時 分

場所：

意見を述べるのに 約 分
要する時間

備考

1 「意見の要旨」の欄には、当該準備書についての環境の保全の見地からの意見の要旨を簡潔に、楷書で記載すること。なお、別紙とする場合は、400字詰め原稿用紙2枚以内にまとめること。

2 「開催日時及び場所」の欄には、意見を述べようとする公聴会について記載すること。

様式第3号(第28条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

対象事業廃止通知書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所 法人にあっては、
その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名 印

次のとおり対象事業を実施しないこととしたので、静岡県環境影響評価条例第29条第1項の規定により通知します。

対象事業の名称

対象事業の種類

廃止年月日 年 月 日

廃止の理由

備考 「対象事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類に掲げる事業を記載すること。

様式第4号(第28条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

対象事業変更通知書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所 法人にあっては、
その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名 印

次のとおり対象事業を対象事業以外の事業に変更したので、静岡県環境影響評価条例第29条第1項の規定により通知します。

対象事業の名称

住所 法人にあっては、
その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名 印

次のとおり対象事業の実施を他の者に引き継いだので、静岡県環境影響評価条例第 29 条第 1 項(第 30 条第 4 項)の規定により通知します。

対象事業の名称

対象事業の種類

対象事業の規模

引継年月日 年 月 日

引継の理由

住所 法人にあっては、
その主たる事務所の所在地

新たに事業を引き継いだ者

氏名 法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名

備考

1 「対象事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類に掲げる事業を記載すること。

2 「対象事業の規模」の欄には、対象事業に該当する要件(施行区域の面積等)を記載すること。

様式第6号(第51条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

(一部改正〔令和元年規則4号〕)

手続免除申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所 法人にあっては、
その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名 印

次のとおり環境影響評価の手続の全部(一部)の免除を受けたいので、静岡県環境影響評価条例第47条の規定により申請します。

対象事業の名称

対象事業の種類

対象事業の規模

免除を受けようとする手続

備考

1 「対象事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類に掲げる事業を記載すること。

2 「対象事業の規模」の欄には、対象事業に該当することとなる要件（施行区域の面積等）を記載すること。

3 申請時において、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書が作成されている場合は、当該書類を添付すること。

様式第7号(第52条関係)(用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル)

(表)

第 号

静岡県環境影響評価条例第48条第2
項に規定する身分証明書

所属

職名

氏名

年 月 日生

年 月 日発行

静岡県知事

印

(裏)

静岡県環境影響評価条例抜すい

(報告及び調査)

第 48 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所若しくは対象事業が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前 3 項の規定は、事業実施後の法対象事業について準用する。この場合において第 1 項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。

